

## 計画書

和泊都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更

和泊都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を次のように変更する。

「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」（別添のとおり）

## 理 由

和泊都市計画区域においては，平成 16 年度に「和泊都市計画区域 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針（以下，「区域マスタープラン」という。）」を策定し，「活力と潤いと魅力あふれる花の町」を基本理念として，都市づくりに取り組んできた。

また，上位計画である第 6 次和泊町総合振興計画についても策定を行ってきており，取り組みを進めているところである。

このような中，区域マスタープランについては，当初策定から近く 20 年を迎えることもあり，この間，人口減少・少子高齢化の進行など社会情勢の変化のほか，防災・減災や環境保全への対応など，新たな状況の変化も見られることから，記載内容の見直しを行うものである。

和泊都市計画  
都市計画区域の整備，開発  
及び保全の方針

鹿 児 島 県

## 《 目 次 》

1. 広域的な位置付け	
1) 県内における和泊町の位置付け .....	1
2) 都市計画区域の位置付け .....	1
2. 基本的な考え方	
1) 現状と課題 .....	1
3. 都市計画の目標	
1) 都市づくりの基本理念 .....	1
2) 地域毎の市街地像 .....	2
① 和泊・ <sup>て</sup> 々 <sup>ち</sup> 知名 <sup>な</sup> 地域	
② <sup>う</sup> え <sup>て</sup> て <sup>ち</sup> な <sup>な</sup> 上手 <sup>な</sup> 々 <sup>な</sup> 知名 <sup>な</sup> 地域	
③ <sup>き</sup> び <sup>る</sup> 喜 <sup>び</sup> 美 <sup>る</sup> 留 <sup>る</sup> 地域	
4. 区域区分の決定の有無	
1) 区域区分の決定の有無 .....	2
5. 主要な都市計画の決定の方針	
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 .....	3
① 主要用途の配置の方針	
② 土地利用の方針	
③ その他の土地利用の方針	
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 .....	4
① 交通施設の都市計画の決定の方針	
② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針	
③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針	
3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 .....	6
① 主要な市街地開発事業の決定の方針	
② 市街地整備の目標	
4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 .....	7
① 基本方針	
② 主要な緑地の配置の方針	
③ 実現のための具体の都市計画制度の方針	
④ 主要な緑地の確保目標	

## 1. 広域的な位置付け

### 1) 県内における和泊町の位置付け

和泊町は、面積約 4,040ha、鹿児島県奄美地域の沖永良部島の北東部に位置している。

農産業で発展しており、気候は、一年を通して温暖な亜熱帯性で、美しい珊瑚礁が広がるなど世界的にも高く評価される自然環境を有しており、沖縄と地理的に近いため、多くの点で琉球文化の影響がみられる。

### 2) 都市計画区域の位置付け

和泊都市計画区域（以下、「本区域」という。）は、和泊町東部に位置し、本区域中央を隣接の知名町から島最北部の沖永良部空港を結ぶ県道知名沖永良部空港線が通っている。

本区域は、中心商店街、公共サービス及び住居が集積する等、和泊町の中心的な役割等を担う区域として位置付けられている。

## 2. 基本的な考え方

### 1) 現状と課題

本町では、令和2年国勢調査において、人口総数 6,246 人となっており、平成12年時と比較し、87.7%、うち65歳以上の高齢者人口は 2,267 人、総数に対する割合は、36.3%であり、人口減少、高齢化が進行している。

また、産業では、令和元年和泊町総生産額は、第1次産業 3,092 百万円、第2次産業 3,159 百万円、第3次産業 15,553 百万円となっており、平成23年と比較すると第1次産業 100.1%、第2次産業 89.6%、第3次産業 93.3%と第1次産業は微増しているものの、第2次、第3次産業は減少している。

近年、異常気象は激甚化・頻発化しており、豪雨災害による被害が生じている。

このようなことなどを踏まえ、本町における課題を、以下のように整理したところである。

- 人口減少・超高齢社会への対応
- 防災・減災対策、国土強靱化の充実強化
- 交通ネットワークの構築

## 3. 都市計画の目標

### 1) 都市づくりの基本理念

本区域は、島外との物流拠点である和泊港を中心とした沖永良部島の流通・業務サービス施設が集積した地域として発展してきた。

これまで、都市計画道路や公共下水道等の都市施設が整備され、健全で快適な都市づくりが計画的に進められてきたところである。

今後の都市づくりの課題としては、中心商店街の老朽化や大型店舗の郊外移転により、購買客も減少していることから、商業・業務施設の集積等による活性化策を進めることが求められている。

今後とも本町の流通機能を担う区域として、交通体系整備や流通・業務施設の集積、産業の振興を図りながら、快適な居住空間の創出や都市内の自然環境を活

かしたまちづくりを進めるものとし、第6次和泊町総合振興計画でのまちづくりの目標を踏まえ、以下を本区域の都市づくりの基本理念とする。

### 「人と未来を笑顔でつなぐ、心豊かな和の町」

この基本理念を実現するために、次の2つの基本方針に基づき、まちづくりを進める。

#### ■島らしさを活かしたまちづくり

島らしさやライフスタイルを活かした観光を進め、島への来訪者と地域住民との多様な交流機会を創出することを通じて、地域内経済の活性化を目指す。

#### ■環境に配慮した住環境のまちづくり

すべての人々が快適に暮らせる環境に配慮した住環境のまちづくりを進め、安心・安全かつ快適に利用でき、移動手段の多様性に富んだ交通基盤の構築を目指す。

## 2) 地域毎の市街地像

### ① 和泊・手々知名地域

和泊・手々知名地域は、町役場、みじらしゃ通り商店街などがあることから、都市中心核と位置付け、本区域における生活、業務等の諸活動を支える中核的な機能の集積を図る。

### ② 上手々知名地域

上手々知名地域は、中心市街地の周辺部にあたり、整備された農地、公共施設、住宅が点在し、豊かな自然環境に恵まれた集落地域である。農業振興や現在の緑豊かな景観を維持する観点から、周囲の自然環境との調和に配慮しながら、生活環境の整備を進め、農地の適切な保全・活用を図る。

### ③ 喜美留地域

喜美留地域は、良好な景観の海岸や整備された農地が広がり、豊かな自然環境に恵まれた集落地域である。農業振興や現在の緑豊かな景観を維持する観点から、周囲の自然環境との調和に配慮しながら、生活環境の整備を進め、農地の適切な保全・活用を図る。

また、笠石海浜公園は、様々な交流・レクリエーション活動を行う拠点とする。

## 4. 区域区分の決定の有無

### 1) 区域区分の決定の有無

本区域に区域区分を定めない。

本区域内の人口は、緩やかな減少傾向を示しており、今後も減少するものと予

測される。

また、今後の産業の見通しとしては、人口減少に伴う就業人口の減少も予測されるとともに、商工業の著しい伸びも見込まれない状況にあることから、将来的な土地需要は、現在の商業・業務用地、工業用地で収容可能である。

一方、市街地外では、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法の土地利用規制により自然的環境を保全できると判断される。

以上のことから、本区域については区域区分を定めないものとする。

## 5. 主要な都市計画の決定の方針

### 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

#### ① 主要用途の配置の方針

人口減少・高齢化の進行や低未利用地の増加等が進行する中、土地利用と基盤施設の統合が図られたコンパクトな都市づくりを進めるため、居住や都市機能を集約・誘導する立地適正化を進めるとともに、活力にあふれ、個性豊かで魅力ある都市づくりを目指す。

#### a 商業・業務地

和泊・手々知名地域は、商業・業務地として位置付け、広域的サービスを提供する商業・業務施設の集積を図る。

また、役場を中心とする地区は公共施設等を集中立地させた公共サービス地区として位置付ける。

#### b 流通業務地

和泊港周辺の臨海部を流通業務地として位置付け、海の玄関口として整備を図る。

#### c 住宅地

和泊・手々知名地域の中心市街地周辺は、商業・業務地に近接する利便性の高い住宅地であり、商店街及び和泊港周辺以外を中高層住宅も許容する住宅地として位置付ける。

#### ② 土地利用の方針

#### a 土地の高度利用に関する方針

和泊地区は、商業業務機能をはじめとする各種機能があり、商店街の活性化等の整備を計画的に進めるなど、本区域の「かお」として、利便性の向上に努める。

#### b 居住環境の改善又は維持に関する方針

和泊・手々知名地域の老朽化した商店や住宅が多い中心市街地について、地区計画等に基づく計画的な整備を進め、建築物の不燃化や集合化を図り、公共空地を十分確保しながら、緑豊かな住環境の形成に努める。また、道路・公園・下水道等の都市基盤施設の整備や高齢者・障害者に配慮した施設整備を進め、

居住環境の改善を図る。

- c 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針  
用途地域内においては、都市公園等の適正な配置を行うものとする。

③ その他の土地利用の方針

- a 優良な農地との健全な調和に関する方針

上手々知名地域や喜美留地域などに広がる農業生産基盤整備が実施された農地及び今後実施が見込まれる優良な農地については、関係機関との連携により、農業振興地域制度や農地転用許可制度等との調整及び長期的視野に立った秩序ある土地利用を進め、優良農地の確保・保全に努める。

- b 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

土砂災害特別警戒区域等に位置付けられた地域では、災害を未然に防止する観点から、市街化を抑制する。

- c 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

集落内に存在する既存樹林は、優れた自然環境を形成していることから、今後ともその保全に努める。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設の都市計画の決定の方針

- a 基本方針

ア 交通体系の整備の方針

本区域においては、広域的な交流・連携を強化する役割を持つ主要幹線道路である県道知名沖永良部空港線がある。

本区域の中心市街地の一部は、道路の幅員が狭く、歩道の整備も遅れており、歩行者の安全性を確保する必要がある。

また、高齢者や障害者に配慮した市街地内道路のネットワーク強化を図る必要がある。

このような状況を踏まえ、本地域の交通体系は、次のような基本方針のもとに整備を進める。

- 中心市街地から周辺地域へのアクセス機能の強化を図る。
- 歩行者の安全性及びユニバーサルデザインを考慮した交通空間の形成を図る。
- 自転車利用者の安全確保など、自転車を利用しやすい環境整備を図る。
- 沖永良部地域公共交通計画をもとに、関係者が連携して効果的・効率的な施策を展開し、持続可能な公共交通体系の構築を目指す。

イ 整備水準の目標

交通体系の整備の方針に基づき、生活の利便性や歩行者の安全を図り、快適な交通環境の実現を目指す。

b 主要な施設の配置の方針

ア 道路

都市間の交流・連携の強化を図るため、県道知名沖永良部空港線などの主要幹線道路を配置し、産業や観光の振興を担う広域交通ネットワークを形成する。

また、都市内交通を円滑に処理するため、都市計画道路3・5・3号白百合通線及び町道伊延中学校線などの都市幹線道路を配置し、都市の骨格を形成する。

併せて、社会経済情勢の変化や地域の実情に応じて、その配置等の見直しの検討を行うものとする。

c 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設はないが、必要に応じて施設の整備の検討を行うものとする。

② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

本区域において、県の生活排水処理構想及び和泊町公共下水道事業計画に基づき、公共下水道の整備及び合併処理浄化槽等の設置を進め、公共用水域の水質保全と快適な生活環境の保全に努める。また、整備された生活排水処理施設は、「広域化・共同化」も視野に入れながら将来にわたって持続可能な運営管理を図る。

気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策である「流域治水」を計画的に進める。

さらに、良好な都市環境と都市景観の形成のため、まちづくりと連携した安全で快適なうるおいのある水辺環境の創出を図る。

イ 整備水準の目標

1) 下水道

本区域では、公共下水道の整備は概ね完了している。未整備箇所については、必要に応じて検討を行うものとする。

2) 河川

計画的な治水対策が必要となる河川について、被害軽減対策等による総合的な対策を図るとともに、豊かな水辺環境の創出と人々が河川に親しむ周辺整備に努める。



b 主要な施設の配置の方針

ア 下水道

公共下水道は市街地を中心に、終末処理場は手々<sup>て</sup>知名<sup>ち</sup>地区<sup>な</sup>に和泊浄化センターを配置している。今後の市街地の状況を鑑み、必要に応じて配置等の見直しについて検討を行うものとする。

イ 河川

本区域には、二級河川奥川がある。

本区域の河川については、都市の特性に応じた総合的な治水対策や豊かな水辺環境の創出、人々が河川に親しむ周辺整備の検討を行うものとする。

c 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設はないが、必要に応じて整備の検討を行うものとする。

③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ごみ処理施設やし尿処理施設など快適な居住環境や美しい地域環境の維持・形成及び都市機能の向上等のために必要な公共公益施設については、各地域の実情、周辺環境との調和等を考慮するとともに、広域圏での連携を図りながら、適正かつ計画的な整備を図る。

b 主要な施設の配置の方針

ア ごみ処理施設

ごみ処理施設については、和泊町及び知名町の2町で構成される広域組合による沖永良部クリーンセンターが本区域外の和泊町瀬名地区内に配置されている。今後も適正なごみ処理体制を維持していくものとする。

イ し尿処理施設

し尿処理施設については、本区域外の谷山地区にある和泊町有機物供給センターで処理を行っている。今後も施設の維持管理を行い、適切なし尿処理体制を維持していくものとする。

c 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設はないが、必要に応じて施設の整備の検討を行うものとする。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

現時点では新たな市街地開発事業等の検討を行っていないが、今後の市街地の状況を鑑み、必要に応じて検討を行うものとする。

② 市街地整備の目標

概ね10年以内を実施する予定の市街地開発事業はないが、必要に応じて整備の検討を行うものとする。

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

本区域は、全体的に隆起珊瑚礁からなる平坦地で自然に恵まれている。発達した珊瑚礁の海岸や既存樹林など本区域に広がる豊かな自然は、和泊特有の良好な自然景観を呈しており、貴重な地域資源である。

今後、まちの発展動向との調和を図りながら、残された貴重な地域資源として保全・活用に努める。

また、余暇時間の増加や生活水準の質的向上等による観光・レクリエーションへのニーズに対応するため、住民が身近な緑にふれあう場・憩いの場として公園・緑地を適正に配置し、整備を図る。

② 主要な緑地の配置の方針

a 環境保全システムの配置

地域名等	概要
市街地周辺部の緑地	市街地を取り囲むように位置する樹林等は良好な居住環境を演出する重要な機能を有しており、今後も保全に努める。
二級河川奥川	野生の動植物の生息場所や水と緑のネットワーク形成に資することから保全に努める。

b レクリエーションシステムの配置

地域名等	概要
区域全体	既存の公園、緑地の状況、人口分布、誘致圏等考慮しながら公園、緑地を適正に配置する。
<small>かさいし</small> 笠石海浜公園	地域住民のレクリエーション拠点とし、施設の充実を図る。

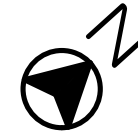
c 防災システムの配置

地域名等	概要
中心市街地及び周辺集落	公園、学校などの公共空地を防災拠点として系統的に確保するとともに、安全な避難路の整備を図る。

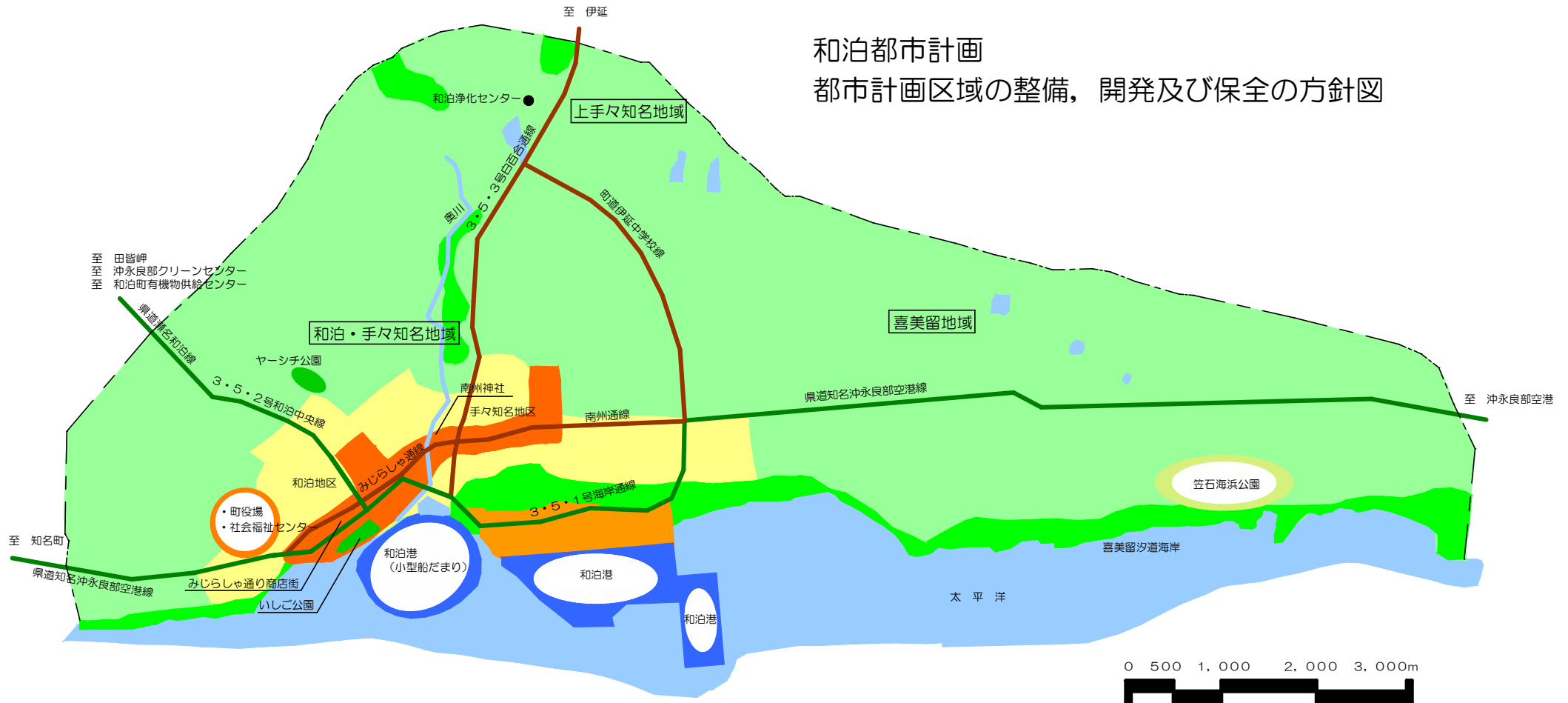
d 景観構成システムの配置

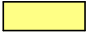






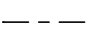

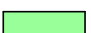



地域名等	概要
<small>まひる</small> 喜美留地域	防風垣は、良好な景観要素であることか保全を図る。
和泊地区	本地区内には町指定保存樹があり、今後も保全に努める。

- ③ 実現のための具体の都市計画制度の方針  
公園整備については，都市公園事業等を活用し，都市化の状況と合わせて適宜配置に努める。
- ④ 主要な緑地の確保目標
- a 概ね10年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地  
概ね10年以内に整備を予定する主要な公園等の公共空地はないが，必要に応じて整備の検討を行うものとする。
- b 概ね10年以内に指定予定の主要な緑地保全地区等の地域地区  
概ね10年以内に地域地区の指定を行う予定はないが，必要に応じて指定の検討を行うものとする。



# 和泊都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図



	住宅地		主要幹線道路（概ね整備済み）		公園・緑地
	商業・業務地		都市幹線道路（概ね整備済み）		河川・海・水辺地
	流通業務地		都市計画区域界		港湾
	農業ゾーン				観光・レクリエーション地区
	樹林地ゾーン				公共サービス地区

注①) この方針図は、概ね20年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり、具体的なルート及び位置を想定したものではありません。  
注②) 「概ね10年以内に整備」とは、概ね10年以内に整備に着手することを含み、整備完了時期を明示したものではありません。